

文書管理の体系

【条例施行前】

現在は各任命権者がそれぞれ文書管理規程等を制定している。



歴史含む

知事部局に準じた内容となっているが知事や学事文書課長の権限（通知等）は及ばない



【条例施行後】

歴史含む

山形県公文書等の管理に関する条例

条例から知事に
委任される部分

条例から任命権者の
文書管理規程に
直接委任される部分

山形県公文書等の管理に 関する条例施行規則

(地方公共団体の首長として制定するもの)

規則から任命権者の文書管理規程
に委任される部分



条例等の委任に基づき実施機関（任命権者）としての知事等が制定するもの